

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

亡夫の甥に遺産を相続させたいのですが…。

東京郊外の老人福祉施設にこの春から入所しています。私は84歳。勤務医だった夫が20年前に68歳で急死して以来、子供はないし、都内の自宅マンションで一人暮らしを続けていました。幸い俳句などの趣味があつて仲間がいるし、学生時代の友人も何人か付き合いが続いています。寂しくはないのですが、寄る年波には勝てず、家事もおつくうで家も散らかし放題だし、そのうち介護が必要になるだろうから、いろいろ評判を聞いて、まだどうにか体が動くうちに、今の施設に入所しました。

一時金1500万円を払い、毎月の支払いは20万円程度です。

入所の際の保証人になつてくられたのは亡夫の甥です。国家公務員で人間が堅く、夫亡き後も何くれとなく気遣つてくれます。実は私には、親の介護と相続を巡つて、決定的に仲たがいをした

終活というのか、マンションも売却して荷物も整理し、本当にこぢんまりといのすみかに引っ越しました。幸い職員は親切な方ばかりで、友達もできだし、良い環境でほつとしています。

1円もやりません。

弟がいて、先般亡くなりましたが、娘が一人います。今まで何も言つてこなかつたのに、再婚相手の入れ知恵でしょ、何かと顔を出すようになりました。遺産狙いなのは明らかで、この姪には

まずは終活として、家を売り荷物も整理して（捨てて）施設に入所されたとのこと。いわゆる「断捨離」は、高齢者ほど人生の思い出を捨てることになるので、よく思い切れたものだと敬意を表します。

良い施設で本当に良かつたですね。やはり何であれ、どこであれ、結局は人です。親切で人柄の良い職員かどうか。でないと入つたはいいが、邪険にされて出て行きたいわ、一時金は戻らないわ、帰る家はないわ、高齢者に貸してくれるアパートはないわ、まさに踏んだり蹴つたり。いろいろ調べた上で納得、という成功例はそうはないものです。

さて、何もしないとご相談者の遺産（現預金額から今後使う金額の残り）は、唯一の相続人である姪御さんに行つてしましますね。うさせたくないれば、例えば、「亡夫〇〇の甥〇〇に私の全財産を遺贈する」との遺言を作つておく必要があります。その際、銀行口座を特定し、受贈者の特定事項も書いておいてください。子や孫（代襲相続の場合）

合）には半分の遺留分がありますが、兄弟姉妹・甥姪には遺留分がそもそもありません。

遺言には二つの種類があります。一つは公正証書遺言で、公証役場に行って公証人に作成してもらっています。もう一つは自筆証書遺言ですが、全文手書きや日付を正確に書くなど、いくつかの要件を満たさないといけません。誤解している向きもあるようですが、公正証書遺言にしても、死んだら自動的に通知が行くのではなく、結局誰かに遺言の存在を知らせておかねばなりません。せつかく自筆証書遺

言を書いても見つけられないままか、見つけて捨てられたりしたら、無意味です。作成した自筆証書遺言を法務局に点検・保管してもらう制度が最近できましたが、誰かにその旨知らせておいて、証明書請求をしてもらわねばなりません。

結局のところ、遺言が効力を発揮するのは死後で、自分はもういないので、誰か信用のできる人に委ねておかないといけないわけです。なお、遺言は何度でも書き直しができ、新しいもの（遺言の種類にかかわらず）があります。

